

Este aviso es a cerca del inicio de la devolución del préstamo que ha realizado.

道社協 太郎 様

関係者番号: ●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長

(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は令和5年2月25日です

【口座振替による償還(原則)】

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替(自動引落)となっています。
- ・毎月25日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に口座振替を行います。
- ・口座振替未届出(下記口座欄空白)の場合は、口座振替はできません。
- ・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

El método de pago es a través del retiro directo desde su cuenta bancaria. Únicamente desde los siguientes 3 bancos (Banco de Hokkaido, Banco del Pacífico Norte, Banco Postal de Japón)

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年○月○日時点のデータから作成】

	貸付1 関係者番号: ●●●●●	貸付2 関係者番号: ●●●●●	貸付3 関係者番号: ●●●●●	貸付4 関係者番号: ●●●●●
資金名称・資金コード	緊急小口資金 KA	総合支援資金(初回貸付) SX	Tipo y Código del préstamo que ha utilizado (Por favor diga este número en el momento de realizar consultas)	
貸付コード	1000000	4000000	El monto del préstamo: - Monto que ya ha devuelto - Monto que debe devolver	
貸付額	200,000円	600,000円		
償還済額	0円	0円		
償還残高	200,000円	600,000円	El periodo de devolución, fecha de inicio del periodo de devolución, fecha de finalización del periodo de devolución y la fecha límite de pago mensual es el 25 de cada mes. *Por ejemplo: - Inicio de devolución 26 de enero del 2023 - El límite de pago mensual es el 25 de febrero (sábado). En caso de ser un fin de semana, se traslada el pago al siguiente día hábil.	
償還期間	2年0ヶ月	10年0ヶ月		
(自) 償還期間開始日	令和5年1月26日	令和5年1月26日		
(至) 最終償還期限日	令和7年1月25日	令和15年1月25日		
償還期日	毎月25日限り※参考: 令和5年1月26日が償還期日。初回の償還期限日は、令和5年2月25日(土)ですが、金融機関が休業日のため、口座振替は27日(月)となります。			
償還金額(1回目以降)	8,330円	5,000円	- Monto de devolución de cada mes - Monto de última devolución (ajuste de fracciones) - Número de devoluciones (1 vez por mes)	
償還金額(最終回)	8,410円	5,000円		
償還回数 ※月賦払い	24回	120回		
届出済み	金融機関	北洋銀行	北洋銀行	本店
			普通預金	
			1234***	
			El retiro directo desde su cuenta bancaria se realizará de forma automática *Si todavía no ha completado información a cerca de su cuenta bancaria deberá completar el "Formulario de aplicación de cuenta bancaria para retiro directo" y enviarlo utilizando el sobre asignado. En caso de que no brinde información a cerca de su cuenta bancaria, se le enviará una carta de pago más adelante.	
			4. 次の1つにあてはまる場合には、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。 ○借入金を他に返済したとき ○返済額を超過したとき ○返済の趣旨に反する行為をしたとき	
			5. 償還期限までに貸付金に滞りがあると、滞り分を徴収します。	
			6. 上記の償還期日より前払いの返済が行われます。(減額返済)	
			4. En caso de que realice algún fracude con respecto al préstamo, se le requerirá la devolución inmediata del monto total del préstamo.	
			5. En caso de que no finalice la devolución total del préstamo antes de la última fecha de límite de pago, se le cobrarán intereses (3.0% por año).	
			6. No se le cobrará intereses por atrasos de cada mes, pero se le enviará cartas de recordatorio cada 3 meses.	

2. En caso de que haya cambios en su dirección, nombre, contactese con el siguiente número (0120-540-058) y le enviaremos los documentos necesarios para el cambio.

1. 期限までに返済金(元金及び利息)を納めること。
2. 借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
 - (1)住所を変更したとき
 - (2)改姓・改名したとき
 - (3)死亡、または行方不明になったとき
 - (4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
3. 破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。

4. 次の1つにあてはまる場合には、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
 - 借入金を他に返済したとき
 - 返済額を超過したとき
 - 返済の趣旨に反する行為をしたとき
5. 償還期限までに貸付金に滞りがあると、滞り分を徴収します。
6. 上記の償還期日より前払いの返済が行われます。(減額返済)

【この通知に関するお問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

☎電話: 0120-540-085 (フリーダイヤル: 平日9:00~18:00)

生活福祉資金の償還（返済）について

- 償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。
- 「振替口座が未届出」の場合

別添「**預金口座振替依頼書**」

- 「一括で返済したい」場合

払込取扱票を発行しますので

En caso de que quiera realizar la devolución total de una vez, llame al siguiente número (0120-540-085) y se le enviará la carta de pago correspondiente.

• Los hogares con exención de pago del impuesto a la residencia (debido a bajos ingresos), podrían ser exentos de la devolución del préstamo. (Los avisos a cerca de la solicitud de exenciones en año 2022, fueron enviados en mayo del 2022)

• Para más detalles a cerca de la exención, Consulte el folleto adjunto del Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social (disponible en varios idiomas).

償還免除申請はお忘れなく！

- 今回償還開始する貸付の免除

< 償還免除となる要件 >

- 令和3年度又は4年度に借受人と世帯主が住民税非課税
- 生活保護受給 ・身体障害者手帳（1級又は2級）
- 精神保健福祉手帳（1級のみ）など

- 償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

- 詳しくは別添のチラシをご覧ください。

- 申請様式がない場合、ホームページ **北海道社会福祉協議会** からダウンロード、またはコロナ特例事務センターに問い合わせください。

● 借受人と世帯主が住民税非課税（所得割・所得割いすれど）であれば、返済免除の対象となります。（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。

● 免除要件等は、貸付期間により異なります。（下記参照）

● 上記以外にも、別添のチラシに借受人と世帯主が住民税非課税となった場合は返済が一括免除となる場合、生活保護受給の方、精神障害者手帳（1級）、身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けた方（※2）、近況等調査票、自己申告など、返済中でも返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。

● **返済免除には、免除申請や手続が必要で**す。（※自動的に免除されません）

● **生活保護受給者**は、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

貸付金別の一括免除（住民税非課税）判定年度

貸付金種別	免除要件	申請期間
・緊急小口借付 ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度 が住民税非課税	令和4年度 ※返済するが返済額の減額、借主に 帰属してください。
・総合支援基金（初回貸付分） ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度 が住民税非課税	令和4年度 ※返済するが返済額の減額、借主に 帰属してください。
・総合支援基金（返済貸付分） ・緊急小口借付、総合支援基金 （初回貸付分）のうち、令和4 年度以降の借付	令和5年度が住民税非課税	令和5年度（6月までに返済する方 へ）を優先して返済する予定です。
・総合支援基金（再貸付）	令和6年度が住民税非課税	令和6年度（6月までに返済する方 へ）を優先して返済する予定です。

生活保護受給中、障害者手帳の交付を受けた方に対する免除

免除の要件（条件）	貸付金種別	申請期間
・生活保護受給中の方 ・障害者手帳（1級） ・身体障害者手帳（1級又は2級）	返済が済んだ貸付	令和4年度中に返済額となる限り は、事後的に免除申請をすることができます。 ただし、免除の決定は、返済開始 後となります。

【返済免除に関する問い合わせ先】北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター
電話：0120-540-085（9:00~18:00 土日祝日除く）
返済が困難な場合は、次ページの関係機関のご案内も参考にしてください。→

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

- 地震や火災等での被災、収入、収入の減少、DV被害、るととき一定期間の償還猶予（停止）
- 希望する場合には、ホームページからダウンロード、またはコロナ特例事務センターにお問い合わせください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

En caso de que le resulte muy difícil realizar el pago, es posible suspender (o posponer) el pago por un cierto período de tiempo.

*Todavía se están realizando ciertos ajustes relacionados al método de aplicación. Una vez que se decida, podrá ver la información en la siguiente página web: dosyako.or.jp (japonés)

• Estos son los centros de consulta en donde podrá acudir en caso de que tenga problemas en la vida diaria.

生活にお困りの場合の相談先

Para más detalles vea el folleto adjunto del Ministerio de Salud, Trabajo y Bienestar Social (disponible en varios idiomas).

市（区）町村社会福祉協議会 **一人で悩まず、まずは相談してみませんか**

- 道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関 **お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には…**

- お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。
- 日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。